

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp
<https://jhu-wing.main.jp/>
新証拠！

解雇は必要なかった！

削減目標人数の超過達成が明らかに！

JAL が 2011 年 7 月に国交省に提出した「安全報告書」において、2010 年度末（2011 年 3 月 31 日）の時点で、更生計画の目標削減人数を 735 名（パイロット 269 名・客室乗務員 466 名）も超過削減していた事実が明らかになりました。刑事事件と違い、袴田事件のように「新証拠」が出たからといって直ちに再審が認められることにはなりません。しかし、必要のなかった解雇であったことが新たに証明されたわけですから、JAL はその説明責任を果たすことはもちろん、不当解雇を謝罪し、争議の全面解決を図る責任があります。国交省はその後押しをすべきです。

会社が裁判で隠し通していた決定的証拠「安全報告書」

	2011 年 3 月 31 日の必要人員体制（2010/6/7 に会社が組合に説明した更生計画）	2011 年 3 月 31 日時点の乗務員在籍人数（「安全報告書」）	2011 年 3 月 31 日時点の「更生計画」と「安全報告書」の対比
運航乗務員	2974 名	2705 名	▲269 名
客室乗務員	6403 名	5937 名	▲466 名

裁判所の誤判！

削減人数を精査せず解雇を容認

東京高裁では、組合が証拠として出した「人員削減数」について、「正確性に疑問（客乗判決）」、「当初の削減目標人数は確定的なものではない（乗員判決）」としながら、会社に「削減目標人数」と「人員削減数」について証拠を出すよう命じることなく、解雇有効の判決を出しました。

国交省も指導せず！

「安全報告書」で削減人数を把握

2014 年 4 月 16 日の衆議院国土交通委員会で、当時の田村航空局長が「パイロットと客室乗務員の削減数の内訳の数字は、日本航空に問い合わせているが、非公開の情報ということで、この場でお答えできる状況にはない」と答弁し、それ以上 JAL に対して公表するよう求めませんでした。

削減人数を隠蔽し解雇を強行！ JAL と国交省の罪は重い！

JAL はモノ言う労働者を排除するために、更生計画の期限である 3 月 31 日を待たずに大晦日に解雇を強行しました。3 月 31 日まで待てば、更生計画上、余剰人員がないことが明らかになり、解雇が強行できないからです。私たちの 13 年間は決して戻ってきませんが、JAL が証拠を隠蔽した事実は断罪されなければなりません。